

松阪市受援計画（概要）

第1章 総論（計画書P1～10）

第1節 松阪市受援計画策定の趣旨

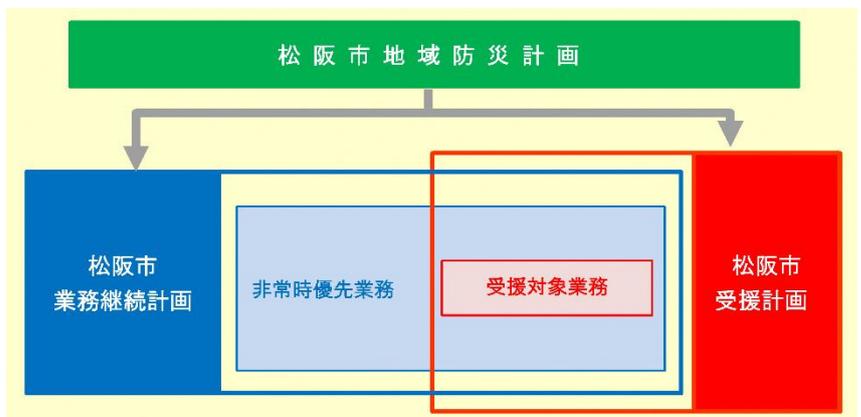
東日本大震災や平成28年熊本地震などの過去の災害では、被災自治体への応援対応が後手になったという事態が発生した。

近い将来、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が想定されており、これまでに各地で発生した大規模な災害の教訓を踏まえ、応援を必要とする業務や受入体制などをあらかじめ具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用することで早期復旧を図ることを目的とする。三重県は広域受援計画を策定し、県内市町も計画を策定しつつあり、松阪市においても受援計画を策定する。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、松阪市地域防災計画に基づき、応援要請や救援物資の受入れを具体化するとともに、松阪市業務継続計画で定められている非常時優先業務の実施に必要な人的物資について、災害時における外部からの応援受入れに関して具体的に定める計画となる。

■本計画の位置づけ



第3節 本計画の適用と終了

計画の適用要件 松阪市業務継続計画と整合性を図り、災害対策本部長（市長）の判断により適用。

実施期間 「発災後1ヶ月」を基本とし、必要に応じて発災後1ヶ月以降の応援の受入れも想定。

計画の終了 応援の必要がなくなったと認められる場合に、本部長（市長）が応援の終了を決定。

第4節 本市の受援体制

1. 基本的な考え方 大規模災害時に非常時優先業務のうち、人的資源が不足する業務（膨大な業務、専門的な業務）に、早期に応援職員を受入れ、効果的・効率的に配置することにより、松阪市業務継続計画に基づく体制を担保する。

- 躊躇せず応援要請を実施
- 災害の規模や局面（フェーズ）に即して対応
- 応援職員との適切な役割分担を実施
- 職員の適切な管理

2. 受援計画の対象とする支援の範囲 人的支援を行う団体等や物的支援の内容を整理

3. 主な受援対象業務 受援を想定する職員の職種や業務内容を整理

4. 受援を担当する組織・担当者の設置 受援調整本部や応援を受入れる各課の役割・機能を整理

第5節 応援要請の法的根拠

応援要請は、災害対策基本法等を根拠として実施。

第6節 感染症への対策

感染症の拡大が懸念される状況において受援活動を行うにあたっては、適切な感染症対策を講じ、感染症の拡大防止を徹底する必要がある。

第2章 自治体職員の受入れに関する計画（計画書 P11～20）

第1節 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画）」が対象とする期間を基本とする（短期派遣職員のピークは1～2か月程度、中長期派遣職員は災害規模により数年となることも想定される）。

第2節 活動の概要

総務部 受援調整本部を中心として、受入れ活動の流れや各関係機関の主な役割を整理

■ 受援調整本部の主な役割

主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内からの人的支援ニーズの把握、統括部を通じて県へ要請 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の勤務管理 ・ 県等への受援状況のとりまとめと報告

第3節 初動

1. 人的支援ニーズの把握 受援調整本部は、庁内から人的支援ニーズをとりまとめ、業務・人数・期間を見積もる。

2. 応援要請 受援調整本部は、一般事務職員・専門職種職員について応援を要請。

3. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 受援調整本部は、建設保全課、土木課から被害状況・啓開状況の情報を収集し、応援自治体等と共有。

第4節 受入れ調整

1. 受入れ調整 受援調整本部は、一般事務職員・専門職種職員の詳細な配置について、県災害対策本部応援・受援班や県災害対策本部関係部隊と調整。

また、自治体応援職員の円滑な引き継ぎのため、引き継ぎ期間や交代の流れを応援自治体等と調整。

第5節 支援活動及び調整

1. 活動支援 受援調整本部は、各課（室）の受援担当と情報共有を図りながら、自治体応援職員の業務環境の整理に配慮するとともに、活動に必要な情報提供を行い、自治体応援職員の活動を支援。

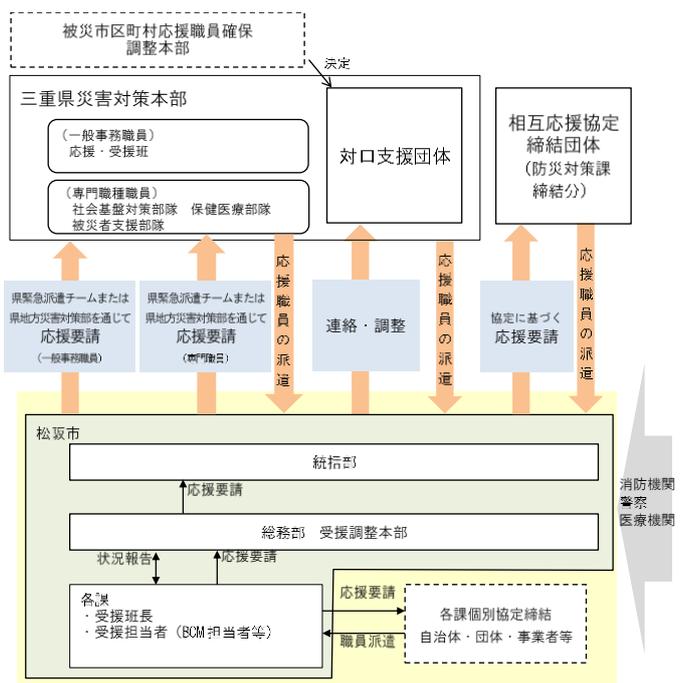
また、自治体応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催。

2. 受援状況の進行管理 受援調整本部は、自治体応援職員の受入れ数や活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。

また、とりまとめた受援状況を県災害対策本部に報告する。

■ 自治体応援職員の受入れ活動の流れ

※この図は、県外の自治体からの応援職員の受入れを想定したもので、主に松阪市災害対策本部の活動を中心に示すもの。
なお、県内における県・市町の応援については、「三重県市町災害時応援協定」による。



第3章 支援物資の受入れに関する計画（計画書 P21～50）

第1節 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、「三重県広域受援計画（物資調達に関する計画）」が対象とする期間（国のプッシュ型支援、県による流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給が行われる間）を基本とする。

また、支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）も対象。

第2節 活動の概要

1. 支援物資の受入れ活動の流れ 国のプッシュ型支援、プル型支援（支援物資のニーズに基づく対応）について、国・県・協定市町・協定企業等からの支援物資の受入れ活動の流れを整理

2. 物資拠点 クラギ文化ホール・嬉野ふるさと会館について施設情報を整理

第3節 関係機関の役割

物資調達における国・三重県・松阪市・関係機関の体制や主な役割を整理

■松阪市の主な役割

関係機関	主な役割
松阪市災害対策本部 (食糧班、生活物資班)	<ul style="list-style-type: none">避難所のニーズ把握協定締結先からの支援物資の調達県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達物資拠点の開設・運営支援物資の受入れ、避難所までの輸送
統括部	<ul style="list-style-type: none">食糧班、生活物資班へ避難者数の報告食糧班、生活物資班から物資の状況を把握

第4節 初動

1. 物資拠点の被害状況の収集 市災害対策本部の食糧班および生活物資班は、物資拠点や備蓄物資、資機材、周辺道路の被害状況の情報収集を行う。

建築開発課・営業課は物資拠点の被災建築物応急危険度判定を行い、安全を確認。

2. 物資拠点の選定 市災害対策本部の食糧班および生活物資班は、被害状況を確認し、使用可能な拠点を選定。使用できない場合は、三重県や近隣市町に要請。

3. 物資拠点の開設 市災害対策本部の食糧班および生活物資班は、物資拠点に拠点担当（食糧班、生活物資班）を派遣。

拠点担当は物資拠点を開設し、三重県地方災害対策部救援物資担当に被害状況と開設を連絡
調整担当（食糧班、生活物資班）は、拠点の作業要員を受援調整本部に要請

4. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集 配送担当（食糧班、生活物資班）は、物資拠点や避難所周辺の道路状況を把握するとともに、建設保全課・土木課から緊急輸送ルートや松阪市管理道路の被害状況・啓開状況の情報収集を行う。

5. 関係機関との情報共有 調整担当（食糧班、生活物資班）は、物資拠点の状況を関係機関と共有。

また、支援物資の調達・輸送に関する情報について、調整担当（食糧班、生活物資班）と拠点担当（食糧班、生活物資班）で共有。

第5節 受入れ調整

1. 支援物資の受入れ・仕分け 調整担当（食糧班、生活物資班）は、入荷される支援物資について、各担当と情報共有を行い、拠点担当が受入れ及び仕分けを行う。

拠点担当は調整担当に受入報告を行う。

個人等からの義援物資は原則受け入れないことを市のホームページ等で周知。

第6節 支援活動及び調整

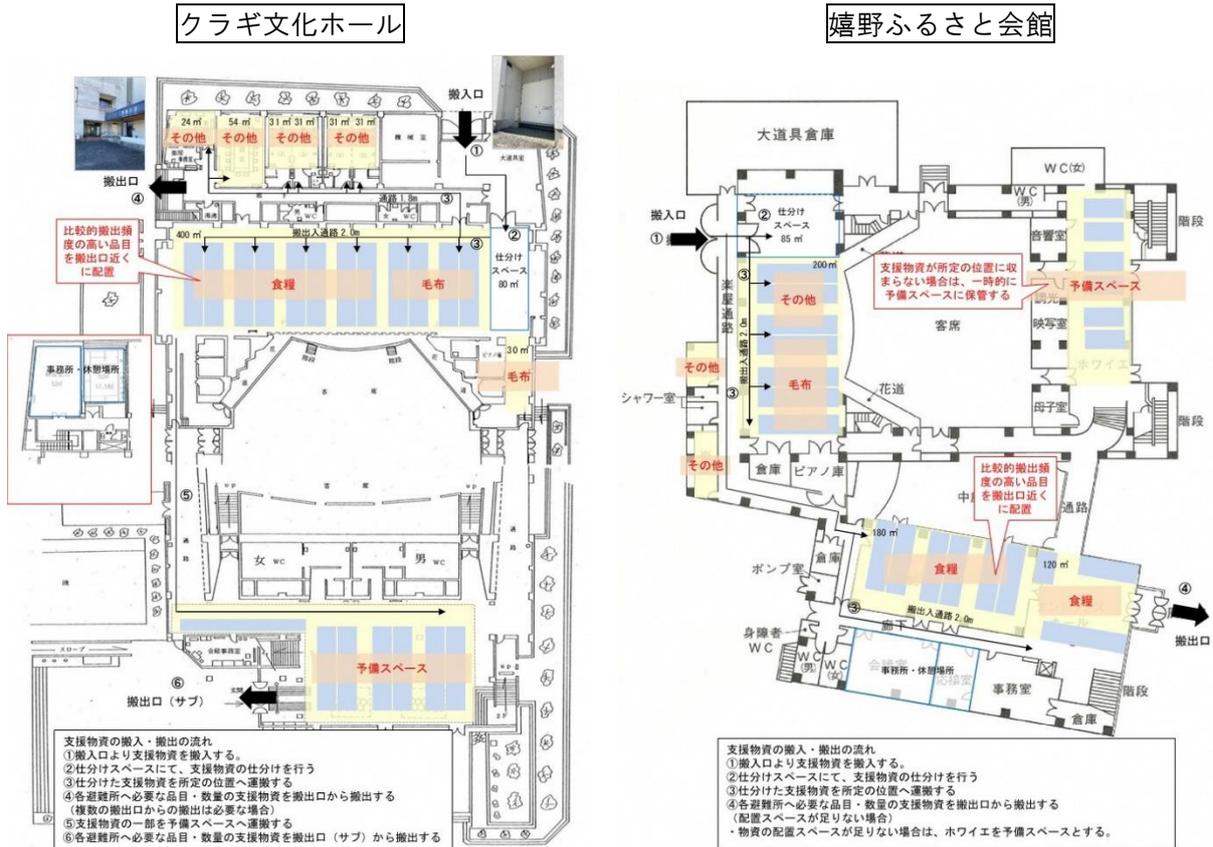
1. 物資拠点から避難所への物資輸送等 配送担当（食糧班、生活物資班）は、協定を締結した民間物流事業者等の協力を得ながら、物資拠点から避難所等までの物資の輸送を行う。

調整担当（食糧班、生活物資班）は、配送担当（食糧班、生活物資班）に対して車両の手配を、拠点担当（食糧班、生活物資班）に対して支援物資の出荷を指示する。

避難所において支援物資を受け入れる場合、調整担当（食糧班、生活物資班）は、避難所の物資担当に出荷予定を連絡する。

避難所の物資担当は、避難所で支援物資を受け入れ、調整担当（食糧班、生活物資班）に受入報告。

■物資拠点における物資の配置計画



2. 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応 備蓄物資や流通物資の要請・受入れ・配送等について記載

3. 支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援） 調整担当（食糧班、生活物資班）は、支援物資ニーズの把握や優先的に取り組む課題を解決するための物資を特定。

避難所の物資担当は、避難所等における支援物資ニーズをとりまとめ、調整担当は、それらの情報を各担当や県等と情報共有を行う。

物資拠頭に在庫がない場合は、調整担当が県または応援元に支援物資を要請。

4. 応急給水にかかる受援活動 災害対策本部の応急給水班は、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況について、県に情報提供を行う。

また、応急給水拠点での給水や給水車両を使用して被災者に給水活動を行う。

給水車両等が不足する場合は、応援要請を行う。

5. 様式集 支援物資供給のために必要となる様式を掲載

第5章 その他の受援活動に関する計画（計画書 P63～73）

第1節 自衛隊

1. 応援要請の判断 本部長（市長）は、必要があると認めた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するように求めることができる。これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。
2. 応援要請の手続き 本部長（市長）は、統括部に命じて、文書をもって要請。
3. 応援時に実施する自衛隊の救援活動内容 原則として人命及び財産の保護のために、必要かつ緊急やむを得ないと認められるもの。
4. 自衛隊の自主派遣 自衛隊の災害派遣は、要請を待たないで部隊を派遣することがある。
5. 受入体制の確保 統括部において、資材等の準備や活動拠点を確保し、受入体制の確保。
6. 応援部隊の受入れ 統括部は、派遣部隊指揮官と協議・調整を行い、作業の推進を図る。
7. 応援部隊の撤収要請 本部長（市長）は、目的の達成や必要がなくなった場合に、撤収を要請。

第2節 緊急消防援助隊

1. 応援要請の判断 消防長が応援要請の要否を決定し、本部長（市長）の承認を得る。
2. 応援要請の手続き 消防本部は、応援要請の決定後、三重県知事に対して要請。
3. 受入体制の確保 消防本部は、応援要請を行った後、①提供資料の準備②燃料補給体制及び食料物品等調達体制の確保③優先道路の確保依頼④救助活動拠点の確保などの受入れ準備。
4. 広域消防応援隊等の活動 広域消防応援隊等の配置を考慮して、密集市街地火災等の大規模火災の消火活動並びに倒壊家屋等からの救助及び救急活動を実施。
5. 広域消防応援隊等の撤収要請 本部長（市長）が広域消防応援隊等の活動終了を判断した場合は、知事に対してその旨を電話にて報告。

第3節 警察

1. 警察の災害派遣 発生直後に派遣される広域緊急援助隊と警察災害派遣隊が災害派遣される
2. 受入体制の確保 応援要請業務所管部は①提供資料の準備②燃料補給体制及び食料物品等調達体制の確保③優先道路の確保依頼④救助活動拠点の確保などの受入れ準備。
3. 警察災害派遣隊の受入れ 救助活動拠点は、救助活動拠点候補地から選定することを基本とする
4. 警察災害派遣隊の活動 被災者の救出救助、行方不明者の捜索、緊急交通路の確保、検視・身元確認等を実施。

第4節 医療機関

1. 応援要請 健康福祉部は、市医師会等、三重県及び他市町、DMATなどの応援を要請。
2. 応援受入れ 健康福祉部は、県内外からの医療チーム等の受入れや派遣先の調整。
また、参集場所・活動拠点の確保、医薬品・資機材等の確保などの医療チーム等の活動環境の整備。

第5節 災害時応援協定締結団体

1. 協定運用担当課 本計画では、協定締結課と協定に係る当該業務を所管する課が異なる場合、業務を所管する課を協定運用担当課として位置づけ、発災時は原則として協定運用担当課による協定の運用を行うものとする。